

産後ケア事業について



お子さんのご誕生、おめでとうございます。町では、体調や育児に不安のあるお母さんが安心して子育てができるよう、産後ケア事業でお母さんの身体とこころのケアや育児のサポートを行います。対象のお母さんと赤ちゃんは、町が委託する医療機関や助産所で宿泊や日帰りでのケア、または助産師が訪問しケアや相談が受けられます。産後ケアを希望される方は、別添の申請書に必要事項をご記入いただき、役場子ども家庭課へご提出ください。

☆利用対象者

東員町に住所があり、産後 1 年未満のお母さんと赤ちゃんで、おもに以下の理由等により助産師による保健指導を希望する方

- 産後の自身の健康状態や生活面に不安がある
- お子さんの健康状態、栄養状態や育児に不安がある
- 母乳ケアを必要としている
- ご家族からの援助が受けられない等



町の保健師の面談の
うえ、承認が必要で
す。

注) 専門的な医療が必要となる場合は当事業の対象外となり、医療機関にて適切な治療を受けていただくよう指導します。

※産後すぐに利用を希望される方は、妊娠 32 週から申請可能です。

※一部医療機関では、産後 4 カ月までに限りご利用いただけます。

☆費用

サービス種別	短期入所型 (概ね 9:00~翌 16:00)	通所型 (概ね 9:00~16:00)	居宅訪問型 (概ね 90 分)
利用上限	7 日まで (サービスを組み合わせても、連続して利用しなくても可)		
自己負担額	1 泊 2 日で 6,000 円 その後 1 日ごとに 3,000 円追加 多胎児の場合: 2 人目以降の自己負担額は無料です。	1 日 2,000 円 多胎児の場合: 2 人目以降の自己負担額は無料です。	1 回 1,200 円 多胎児の場合: 2 人目以降の自己負担額は無料です。
実施内容	① お母さんの心身のケアや産後の生活面の指導 ② 乳房ケア (母乳測定、授乳方法の指導等) ③ 沐浴や抱き方、発育発達のチェック、スキンケア等育児方法の指導 ④ 育児相談		

※町民税非課税世帯・生活保護世帯は自己負担を減免します。

詳細については、子ども家庭課 (☎86-2872) までお問い合わせください。

★掲載の助産所以外でも、一般社団法人三重県助産師会に所属する助産所では利用が可能です。また、掲載の医療機関以外の施設でも通所型・短期入所型を利用できる場合があります。

ご希望の場合は役場子ども家庭課にお問い合わせください。

★日程を調整した上での利用となります。希望日にご利用できない場合がありますので、ご了承ください。

★通所型・短期入所型について、利用時間が施設によって異なる場合があります。室料等別途必要な施設もあります。詳細については、直接利用先にお問い合わせください。

東員町産後ケア事業委託助産所一覧

R4.10月現在

助産所名称	所在地	電話番号	居宅訪問型	通所型	短期入所型
和笑（なごみ）助産所	いなべ市員弁町松之木 1577-4	090-1413-8855	○	○	×
いわはな助産院 母乳 育児相談室	桑名市中山町89番地	0594-73-0456	○	×	×
お産の家ゆずり葉	桑名市大字和泉246番地1	0594-21-1103	○	○	○
まちかど助産庵 Co*toiro こといろ	桑名市船馬町64-2	0594-73-7338	○	○	×
みずき助産院	三重郡朝日町柿963番地	090-9244-5730	○	○	×
レディースケア アン トラクト	菰野町神森420-3	090-1982-9019	○	○	×
助産所 ここから	四日市市桜花台1-6-1	090-5610-2059	○	×	×
いのちの花助産院	四日市市八田3	090-3952-5142	○	×	×
ママサポ出張助産院 Ohana	四日市市桜台2-5-193	090-2344-5692	○	×	×
ママノトモ	四日市市西阿倉川1782	080-1559-7478	○	×	×
マタニティハウス ひ まわり	鈴鹿市高塚町1066-31	059-370-4970	△ (要確認)	○	○

東員町産後ケア事業委託医療機関一覧

医療機関名	所在地	電話番号	居宅訪問型	通所型	短期入所型
医療法人 小塚産婦人科	桑名市矢田419-1	0594-22-0939	×	○ ※産後4カ月まで利用可	○
ひとみウィメンズクリニッ ク	三重郡菰野町大羽根園並 木通り10-1	090-2344-5692	○	×	×
産後専門デイケア もこも こ	四日市市陶栄町2-2	059-328-5500	×	○	×
みたき総合病院	四日市市生桑町458-1	059-330-6000	×	○	○
白子ウィメンズホスピタル	鈴鹿市南江島町9-15	059-388-2221	×	×	○
鈴木レディースクリニック	鈴鹿市平野町7740-1	059-370-5151	×	○	○
宮崎産婦人科	鈴鹿市平田二丁目1-8	059-378-8811	×	○	○

☆利用の流れ

申請書の提出

利用希望の方は、お早めに子ども家庭課に申請してください。
※退院後すぐに利用したいという場合は、妊娠32週以降で申請可。
持ち物)産後ケア事業利用申請書・母子健康手帳・印鑑
※生活保護世帯の場合は利用料の減免があります。生活保護証明書をご提示いただく場合があります。
※本人・配偶者がいずれも町民税非課税の場合は利用料の減免があります。以下にあてはまる場合は以前お住いの市町村から「市町村民税非課税証明書」を取り寄せ、ご提示ください。
前年1月2日以降に東員町に転入し、1~6月に利用する場合
当年1月2日以降に東員町に転入し、7~12月に利用する場合

保健師と面談

保健師が家庭状況・産後の母子の状態を聞き取ります。本人が申請に来所された場合は、役場の相談室、家族が来所された場合は家庭訪問またはオンラインにて面接させていただきます。

利用施設の調整・予約

居宅訪問型を希望される方は、希望する施設へ予約してください。通所型・短期入所型については本人の希望を聞いたうえで、町が空き状況を確認し予約します。ベッドの空き状況により利用できない場合があります。

産後ケア事業利用(承認)通知書の送付

子ども家庭課から利用承認通知書を送付します。通所型・短期入所型については、予約した施設に電話をして、サービス内容や持ち物をご確認ください。
※やむを得ず変更および利用の中止を行う場合は、お早めにご連絡ください。日程の変更(中止)は、利用開始日の前日正午までに実施施設へお願いします。この日を過ぎての利用日の変更(中止)はキャンセルとして扱い、産後ケア事業を利用したのものとして自己負担額の支払いが必要となります。

産後ケア事業利用~利用終了後

母子の健康保険証、子ども医療受給資格証、その他利用施設から指示のあった持ち物(赤ちゃんのオムツやミルク等)を準備して産後ケアを利用してください。
利用料金は利用した施設・助産師へお支払いください。
ご利用後は、体調等の確認のため保健師から連絡させていただきます。

産後ケアで

あなたと赤ちゃんをサポート

産後に体調がすぐれずしんどかったのですが、休養できてお産の疲れが取れました

赤ちゃんの抱き方や私のおっぱいの状態に合わせた授乳の仕方を教えてもらえました。



母乳があまり出なかったのですが、乳房ケアでたくさん出るようになりました。

初めての出産で、赤ちゃんとの生活が不安でしたが、具体的な助言をもらい少し自信ができました。

双子だったので、最初は一人のお世話で精一杯でしたが、助産師さんに相談にのってもらい双子の授乳や育児のコツがわかってきました。

※産後ケアの利用を検討されている方は、お気軽に子ども家庭課までご相談ください。

子ども家庭課 86-2872